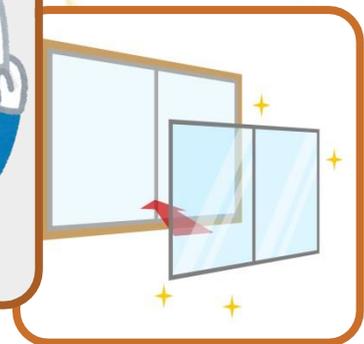
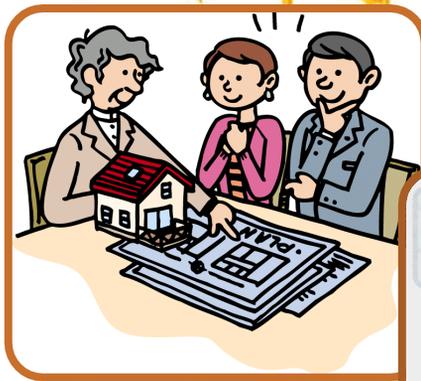


隣接区域に係る 民家防音工事助成 事業の事務手続き について



Ver.令和2年6月3日

公益財団法人
成田空港周辺地域共生財団

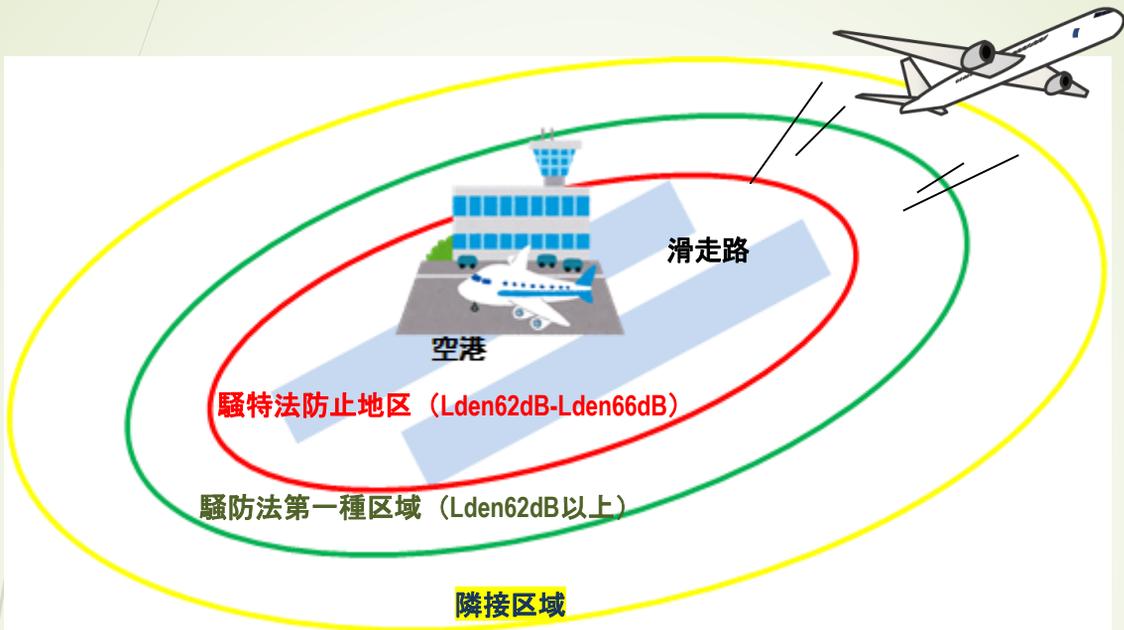


目次

- A 民家防音工事助成事業について・・・・・・・・・・2
- B 隣接区域住宅防音工事について・・・・・・・・・・3~5
- C 事務手続きについて・・・・・・・・・・6
- D 連絡先について・・・・・・・・・・7

民家防音工事助成事業について

成田空港周辺地域の騒音対策は、騒音区域と事業内容によって、成田国際空港（株）（以下、「NAA」という）、関係市町、共生財団が実施しています。



【Ldenとは】

航空機騒音の評価指標として使われている時間帯補正等価騒音レベルのことです。1日の航空機騒音の総量を24時間の連続音のレベルで表現したものであり、飛行騒音に加えて地上走行などの騒音も含まれます。

<騒特法防止地区>

- 新たな住宅等の建築時に防音構造を義務付けられる地区

<騒防法第一種区域 (Lden62dB以上)>

- NAAにより、住宅等の防音工事助成が行われる区域（防止地区を含む）。また、法に定められた対策を超えた、きめ細やかな騒音対策を、関係市町、共生財団が実施する区域

<隣接区域>

- 第一種区域に隣接する、共生財団が定めた区域
- 共生財団により、住宅への防音工事助成が行われる区域

隣接区域住宅防音工事

対象区域

- ・ 隣接区域

対象住宅

- ・ 平成9年10月1日に所在する住宅

工事内容

- ・ 窓ガラスを5ミリ厚ガラスに交換、木製建具のアルミサッシ化
- ・ 空気調和機器の設置

再助成制度

- ・ 空気調和機器の更新
- ・ 建替え時の防音工事の助成（アパート、社宅等の場合を除く）

自己負担

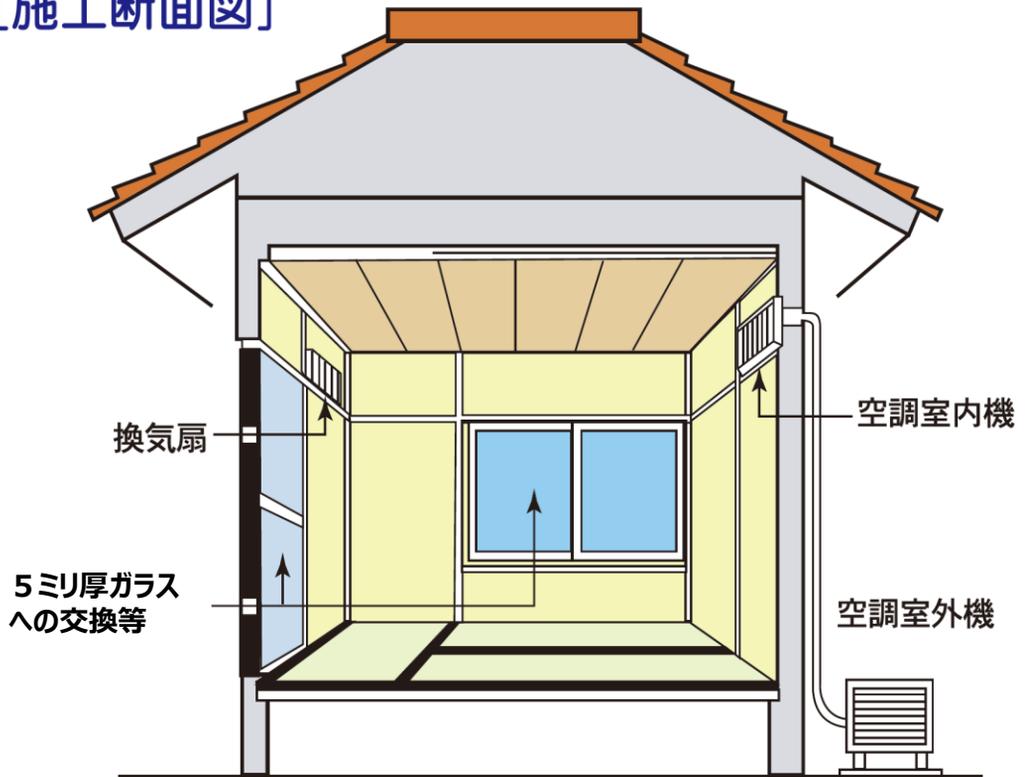
- ・ ○【A滑走路】昭和57年3月30日以前からお住まいの方
- ・ ○【B滑走路】昭和60年7月1日以前からお住まいの方
- ・ 空気調和機器工事費の5%相当
- ・ ※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

- ・ ○【A滑走路】昭和57年3月31日以降にお住まいの方
- ・ ○【B滑走路】昭和60年7月2日以降にお住まいの方
- ・ 本体工事費、空気調和機器工事費(及び設計監理費)の20%相当
- ・ ※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

- ・ ○アパート、社宅等
- ・ 本体工事費、空気調和機器工事費(及び設計監理費)の50%相当
- ・ ※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

隣接区域 住宅防音工事の概要

[施工断面図]



● 本体工事

外部開口部（窓、掃き出し、出入り口）の防音化

⇒ 5ミリ厚ガラスへの交換、木製建具のアルミサッシ化

※浴室、便所、納戸等は防音工事の対象外となります。

● 空調工事

空調機器（エアコン、換気扇）の設置

※世帯人数により空調機器の設置台数は異なります。

1～3人世帯	各1台
4人以上世帯	各2台

隣接区域住宅防音工事助成事業の内容

		現 行	改正 (案)
対象住宅の基準日		平成9年10月1日※ ※共生財団事業開始日	令和2年4月1日※ ※新たな騒音区域（第1種区域）指定日
工事内容	本体（開口部）	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス交換（3ミリ⇒5ミリ） ・木製建具のアルミサッシ化 	変更なし
	空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン設置 （1～3人世帯⇒1台、4人世帯～⇒2台） ・換気扇設置 （1～3人世帯⇒1台、4人世帯～⇒2台） 	
再助成制度		<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の更新 ・建替え時の防音工事の助成 	変更なし
住民負担		<ul style="list-style-type: none"> ○騒音区域指定日以前に居住 ⇒空調工事費の5% ○騒音区域指定日より後に居住 ⇒本体・空調工事費(設計監理費)の20% 	一律、空調工事費の5%
		※騒音区域（第1種区域）指定日 【A滑走路】\$57.3.30 【B滑走路】\$60.7.1	
		※限度額を超えた額は、自己負担額に加算 ※集合住宅は、本体・空調工事費(設計監理費)の50%	変更なし

事務手続について

助成金交付（民家防音工事助成事業）の事務手続の流れ

1. 認定申請書

2. 現地調査

民家防音工事認定書

3. 助成金交付申請書

民家防音工事助成金交付決定通知書

4. 工事の契約

工事の開始

(5. 計画変更承認申請書)

※3の交付申請時から内容に変更があった場合のみ

6. 完成検査

実績報告

7. 確定通知書

8. 助成金の請求、支払い



<連絡先>

ご不明な点は下記へお問い合わせください

公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団 事業部事業課

- ・ 〒286-0033
- ・ 成田市花崎町750番地1 ☎0476-20-1778
- ・

◇ 成田市役所 空港部 空港対策課

- ・ 〒286-8585
- ・ 成田市花崎町760番地 ☎0476-20-1521

◇ 山武市役所 総務部企画政策課 空港みらい対策室

- ・ 〒289-1593
- ・ 山武市松尾町五反田3012番地 ☎0479-80-7115

◇ 芝山町役場 企画空港政策課 空港地域振興係

- ・ 〒289-1692
- ・ 芝山町小池992番地 ☎0479-77-3906

◇ 多古町役場 企画空港政策課 空港地域振興係

- ・ 〒289-2292
- ・ 多古町多古584番地 ☎0479-76-5409

◇ 横芝光町役場 企画空港課 空港班

- ・ 〒289-1793
- ・ 横芝光町宮川11902番地 ☎0479-84-1279